

【 お知らせ 】

預金口座の売買は 「犯罪」です!!

売買・譲渡された預金口座は犯罪に悪用されます



- 口座（通帳やキャッシュカード）を売買・譲渡する行為、他人に成りすまして口座を開設する行為は犯罪であり、刑事罰の対象となります。
- 口座売買・譲渡の話を持ちかけられても、絶対に応じないください。判明した場合、当組合とのお取引をお断りさせていただきます。
- 口座をご利用されなくなった場合（在留の方はご帰国の際等）には、ご解約をお願いします。



金沢中央信用組合